

日行連発第673号
令和4年8月26日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

職務上請求書の取扱いに係る会員への周知について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

昨年、会員による職務上請求書の不正使用事件が発生したことを受け、再発防止を目的として日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則を一部改正いたしました。施行は令和4年改正の会則の認可の日となりますことから、令和4年8月19日付・日行連発第623号におきまして、各単位会における職務上請求書関係事務に係る運用マニュアルをお送りさせていただきました。

本件に関しましては、会員各位にも当該規則に基づいた新たな取扱いをお願いすることになりますため、この度、別添のとおり会員へのご案内文書をご用意いたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、所属会員へご周知いただきたく存じます。

なお、会員専用ホームページ（連 con）及び月刊日本行政においても、本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

ご多用の折、恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

別添：「職務上請求書の取扱いが変更されます（令和4年8月）」